

どんどん焼き(道祖神祭り)

昭和村ボランティアガイドの会
理事 倉澤 新平

どんどん焼きは、神社や田んぼ、河原に集めたお正月の門松やお飾りを焼く「火祭り」である。どんどん焼きの火や煙にあたることで、一年健康に過ごせるようになり、その火や熾で焼いた餅や団子を食べると、虫歯にならず健康になるといふ。また、残灰を家の周りに撒くと魔除けや厄除けになるとされている。

本来、どんどん焼きは「お正月にお迎えした年神様を、小正月の一月十五日に門松や松飾りを焼いて天に送る」というもので左義長という祭りが起源ではないかと言われている。左義長とは、一月十五日の小正月に行われる宮中を起源とした火祭り、平安時代に宮中の清涼殿の東庭で長い竹で作った毬杖という杖を三本組み、竹の上に扇子や短冊、天皇の吉書結び付けて陰陽師が謡いながら焼いたという。また、鷲鳥を追い払うために田んぼにやぐらを組み、藁や正月飾りを燃やしたこと

が起源という説もある。いずれにしても、お正月の終わりに一年間の幸せを願う火祭りとして長い歴史があり、村内でもかつては各地区で盛んに行われていたが、昭和三十年頃からは減少。近年復活した地区もあったが防火対策や人的な条件、お正月飾りの省略などにより、今では、道の駅「あぐりーむ昭和」を含め村内五地区ほどとなっている。



約7mのやぐらを立てて行われる道の駅のどんどん焼き
(毎年1月第2日曜日に実施)

筆者が幼い頃、正月の十四日の朝方「早く来ないと道祖神がもえちゃうよ！」と小学校高学年の子供たちが大声で呼びに来た。まつり会場では焼け落ちた炭火で餅を焼いて食べた、あらかじめやぐらの中に役員が投げておいた賽銭を灰まみれになって拾った思い出がある。

参考資料 村誌久呂保、

神仏ネット



地域包括支援センターだより

地域にとって大切な場所、サロンの活性化をめざして！

～第16回きずなサポーター会議(12月13日)の報告～

今回は新規のサロン2か所と、菜の花館で活動している「ひまわり会」の紹介、群馬県消費生活センターの村岡史子さんを迎え「消費者被害防止出前講座」を開催しました。

ひまわり会は、夜に開催している数少ないサロンの1つです。昼間は働きに出ている方が多く、夕食やお風呂の準備など家事をすませてからサロン活動に参加してい

ます。働き者の「ひまわり会」の活動に対し、出席者から驚きの声があがっていました。

「消費者被害防止出前講座」ではDVDや事例集などで消費者被害について学びました。参加者の中には架空請求詐欺などのハガキを受け取ったことのある方もいました。こんな場合は一人で抱え込まず、まわりに相談することが大切です。



新規サロン(たんぼほ会レディース)の澤浦さん(右)と三井田さん

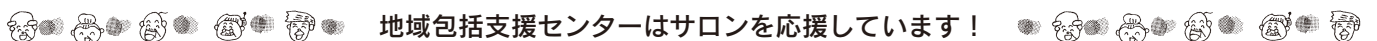


発表を聞くひまわり会の皆さん



消費者被害のDVDを真剣に見るサポーターの皆さん

次回きずなサポーター会議は、2月28日(金)午前9時30分より 地域活性化センター



地域包括支援センターはサロンを応援しています！

住民税の申告受付

■問合せ 税務課 ☎24-5111
(内線120・121)

住民税の申告^(※1)を、2月17日から3月16日(土日祝日を除く^(※2))に、役場特設窓口(役場2階委員会室)で受け付けます。また、下表のとおり出張窓口も開設します。該当する方は申告をお願いします。

※1…所得税の申告相談もあわせて受け付けます。

※2…平日に申告できない方は、3月1日(日)に受け付けます。(午前9時～11時半、午後1時～4時に役場特設窓口)

住民税(村県民税)の申告が必要な人

令和元(平成31)年中に所得があり、令和2年1月1日現在、昭和村に住所がある方。ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をする方。
- ・年末調整が済んでいる給与と所得のみの方。
- ・公的年金等にかかる所得のみの方。

(注)…扶養控除、障害者控除、医療費控除などの所得控除を追加・変更する場合は申告が必要です。

申告に必要なもの

- ・マイナンバーカードもしくは通知カードと本人確認書類(免許証等)
- ・印鑑(認印)
- ・所得の証明となる資料(給与・年金の源泉徴収票、収支内訳書など)
- ・国民年金などの社会保険料控除証明書
- ・生命保険や地震保険等の控除を受ける人→保険料控除証明書
- ・医療費控除を受ける人→個人・支払先ごとの医療費がわかるもの
- ・障害者控除を受ける人→障害者手帳・療育手帳等

農業所得や営業所得等の申告をされる方は、収支内訳書の作成が必要です。収入金額および必要経費をご自分で計算のうえ、計算根拠がわかるように準備してきてください。

昭和村役場特設窓口

2月17日(月)～3月16日(月)
午前9時～11時半、午後1時～4時

出張窓口の開設日程

月日(曜日)	受付時間	対象地区	相談会場
2月19日(水)	午前	永井下・上	永井住民センター
	午後	入原上・下	入原公民館
2月20日(木)	午前	藤井、宮貝戸、根岸、伏田、鎌沢、森下下、入沢	地域活性化センター
	午後	森下上・中、三ツ谷、椋久保北部・南部	
2月21日(金)	午前	吹張、宿、中宿、中内出	昭和村役場2階委員会室
	午後	常木、滝寺、南内出、上内出	
2月25日(火)	午前	田岸、大堀、滝久保、池原、生越	貝野瀬構造改善センター
2月26日(水)	午前	中野下・上、長者久保、大河原、追分、赤谷	大河原住民センター
	午後	赤城原第一・第二、松ノ木平第一・第二	赤城原区民館

○午前…午前9時～11時半、午後…午後1時半～4時

福祉医療費受給資格者証の申請

福祉医療費制度は、子どもや重度心身障害者、母子家庭等の一定の要件を満たす方の医療保険自己負担額を無料化する地方自治体(県と村)の制度です。

右表のいずれかに該当する人で福祉医療費受給資格者証の交付を受けていない人は、役場保健福祉課で申請をしてください。

福祉医療費受給資格者証は、県内の医療機関で受診するときに、保険証と一緒に窓口で提示してください。県外での受診や治療用装具を装着した場合は、負担金を支払ってから領収書をお持ちになり役場保健福祉課へ申請してください。

■注意 母子・父子家庭の人は、結婚した場合(事実婚も含む)は資格を喪失しますので、届出をしてください。また、子どもの受給資格は保育園や学校で「けが等」をした場合には、保育園・学校の災害共済保険が優先となります。まずは保育園・学校に連絡

してください。もし、福祉医療費受給資格者証の使用と保育園・学校の災害共済給付の両方を受けたときには、福祉医療費分を返還して頂くことになります。

○昭和村に住所がある医療保険加入者のうち、下表のいずれかに該当する方が対象です。

区分	対象者	手続きに必要なもの
子ども	0歳児～中学校3年生の年度末(3月31日)まで	保険証・印鑑
重度心身障害者	次のいずれかに該当する方	
	・特別児童扶養手当1級の対象となった方	証書・保険証・印鑑
	・障害年金1級の該当となった方	年金証書・保険証・印鑑
	・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方 ・療育手帳の交付を受け、判定がAの方	身体障害者手帳・保険証・印鑑 療育証書・保険証・印鑑
母子家庭	18歳未満の児童とその児童を扶養している母	保険証・印鑑
父子家庭	18歳未満の児童とその児童を扶養している父(ただし、所得税非課税者のみ)	保険証・印鑑
親のない子	18歳未満の親のない児童(ただし、所得税非課税者のみ)	保険証・印鑑

※転入者は、福祉医療費受給資格者証交付状況証明書を提出してください。

■問合せ 保健福祉課保険係

☎24-5111(内線133)